子ども・若者 とともに 行う研究の倫理

研究・調査にかかわるすべての人のための実践的ガイド

The Ethics of Research with Children and Young People * A Practical Handbook

プリシラ・オルダーソン/ヴァージニア・モロウ 著 斉藤こすゑ 訳



子ども・若者を大人の保護のもとに 囲い込むのでなく、主体性・成長を促す 研究倫理とはどのようなものか。

心理学、保育、教育学、社会学、民族誌、文化人類学の研究者、 子どもの権利、福祉を守り、支援、保健医療を提供する専門家、 子ども像をメディア化する映像作家 ── 子ども・若者と関わる多様な分野の人々が、倫理規程を実践的に 活用するときの問題を指摘、現時点での解決法を考える指針。

新曜社

子ども・若者 とともに 行う研究の倫理

研究・調査にかかわる すべての人のための実践的ガイド

プリシラ・オルダーソン 著 ヴァージニア・モロウ 著 斉藤こずゑ 訳

新曜社

Priscilla Alderson and Virginia Morrow

THE ETHICS OF RESEARCH WITH CHILDREN AND YOUNG PEOPLE

A Practical Handbook

English language edition published by SAGE Publications of London.

Thousand Oaks and New Delhi and Singapore,

© Priscilla Alderson and Virginia Morrow, 2011. All Rights reserved.

Japanese translation published by arrangement with SAGE Publications Ltd.

through The English Agency (Japan) Ltd.

謝 辞

ヘレン・ロバーツ教授が、本書の初版の刊行にあたって仲介の労をおとりくださったこと、また、子どもの慈善団体バーナードーズが、初版と再版(1995と2004)を刊行してくださったこと、さらにSAGE社が、この改訂第3版の出版をお引き受けくださったことに感謝します。国際的な修士課程プログラム「児童期と児童の権利の社会学」に参加した同僚や学生の皆様の貴重な多くの洞察に、そして、パトリック・ブリンドルとジェレミー・トインビーにも感謝します。私たちは本書のために事例を送ってくださった世界各地の研究仲間に感謝するとともに、それらすべてを載せる紙数がなかったことを残念に思います。しかし、2004年以来の刺激的で多様な活動と変化をなんとか反映させることができ、さらに子どもや若者とともに行う研究の倫理についていっそうの前進を約束する、いくつかの有用なアイディアを提供することができたのではないかと思っています。

著者について

プリシラ・オルダーソン(Priscilla Alderson)は、ロンドン大学教育研究所の子ども研究の名誉教授です。彼女は30年にわたり医療研究倫理委員会に参加し、近年は、社会調査研究の審査委員会にもかかわっています。彼女は医学、看護学、社会学や心理学の専門家が研究倫理ガイドラインを策定する際に助言してきました。そして医療研究における倫理基準を高めるために、研究倫理を必要とする人たちの組織 CERES(Consumers for Ethics in Research; 1989-2006)で数年にわたり仕事をしました。社会学者として、彼女は、未熟児、長期療養児や障害児、ロンドンの若者、学校における権利の研究など、子どもの生活と権利の多様な側面について研究してきました。多数の報告書の詳細は www.ioe.ac.uk/ssru/に掲載されています。最近の著作としては『年少児の権利(Young Children's Rights)』(Jessica Kingsley Publishers, 2008)、およびラウトレッジ社のシリーズの一冊『児童期、現実か幻想か ― 批判的実在論と児童期研究入門(Childhoods Real and Imagined: Volume 1: An introduction to critical realism and childhood studies)』があります。彼女は児童期と児童の権利の社会学について、研究所の修士課程で教鞭をとっています。

ヴァージニア・モロウ(Virginia Morrow)は、2010年までロンドン大学教育研究所の児童期研究の准教授でした。現在彼女はオックスフォード大学の国際開発学部の研究主任です。彼女は1988年以来、研究活動の焦点を子どもと若者に当ててきました。彼女の主な研究の興味は児童期の社会学的歴史学的観点にあり、それは児童労働や子どもの仕事、児童の権利、子どもの社会調査研究の方法と倫理、子どもによる家族や他の社会的環境の理解などです。彼女は多くの論文や報告書の著者であり、SAGE社から出版されている『児童期 — グローバル子ども研究誌(Childhood: A Journal of Global Child Research)』の編者の一人です。

目 次

謝 辞 i 著者について ii

序	<u></u>		1
	いくつかの用語の定義について	1	
	研究倫理	4	
	本書の目的 ― 不確実性と問いの形式からの出発	5	
	インサイダーあるいはアウトサイダーとしての研究者	7	
	本書の内容	9	
第一部	研究計画の段階		13 ~ 114
1章	研究を計画する ― 目的と方法――――		⁻ 15
	2つの基本的問い	15	
	目的と方法についての問い	15	
	研究は行う価値があるか?	16	
	理論は重要だろうか?	16	
	観点は重要だろうか?	17	
	方法は重要だろうか?	18	
	研究倫理への関心の増大における3つの局面	19	
	研究を査定するための3つの倫理的枠組み	23	
	不確実性 ―― 倫理的研究の基盤	28	
	問いのまとめ	29	
2章	危害と利益の査定		-31
	危 害	31	
	利 益	32	
	危険、負担、危害と利益の査定	33	
	危険 – 利益査定における混乱	35	
	苦悩あるいは屈辱の危険	37	
	問いのまとめ	40	

3章	権利の尊重 ―― プライバシーと守秘性 ―――――	41
	守秘性に関する法的権利	41
	オプトイン(参加選択)または、オプトアウト(参加拒否)	43
	実践的な尊重	45
	プライバシーの権利	48
	1998 年データ保護法	48
	守秘性か承認か?	52
	見知らぬ者同士の親しさ ―― 研究におけるインタビュー	53
	倫理とインターネット	55
	地域の価値観を尊重すること	58
	対面の接触におけるプライバシーと自由な応答の促進	62
	伝統的な倫理は現代の研究経験や人間関係を扱えるか?	64
	問いのまとめ	65
4章	研究を計画する ― 選択と参加―――――	67
	研究のテーマの枠組みを決めることと研究の範囲	67
	尊重、包含と保護を結びつける	70
	伝統的な倫理は社会的排除を扱えるか?	71
	イメージとシンボル	72
	包含を超えて参加へ ―― 研究者としての子どもと若者	75
	若者とともになされた国際連合関連の研究	79
	若い研究者自身の特質の尊重	81
	問いのまとめ	84
章	金銭問題 ―― 契約、プロジェクトへの資金提供	
	および参加者への報酬の支払い ―――――	87
	計画すること、予算を組むことと研究の検討課題	87
	倫理と資金の提供源	89
	二酸化炭素排出の対価	89
	倫理と契約	91
	公表の自由	93
	若い研究者と参加者への報酬の支払い	93
	背景状況に応じた報酬の支払い	96
	問いのまとめ	99
章	目的と方法を審査する ―― 倫理ガイダンスと倫理委員	会 — 101
	研究目的および方法の審査と改訂	101

	国際的基準	111
	全国的な社会調査研究倫理評議会が必要か?	113
	問いのまとめ	114
第二部	データ収集の段階	115 ~ 169
7章	情 報	117
. —	口頭および書面による情報	117
	研究情報リーフレット	118
	リーフレットのレイアウト	122
	研究情報リーフレットの例	124
	他の言語によるリーフレット	124
	半識字社会における情報	125
	適切な研究か?	130
	研究を通じて交換される双方向の情報	131
	問いのまとめ	134
0 **	-	
8章		137
	同意と権利	137
	同意の意味	138
	オープンエンドの研究への同意 アセント	140 140
	同意と法	142
	子どもや若者による同意、および彼らのための同意	144
	二重基準	145
	親の同意の混乱	147
	同意する能力を定義し査定する	149
	意思決定における関与の水準	153
	同意と拒否を尊重する	154
	縦断研究への同意	157
	同意と二次的データ分析	159
	同意に関する国際的基準	162
	国際的状況における研究	164
	なぜ子どもの同意を尊重するのか?	166
	子どもの同意に関する一般的問題	168

社会調査研究は研究倫理委員会を必要とするか?

研究倫理委員会に関する最近の経験

103

106

第三部	文書化、報告、追跡調査の段階		171 ~ 19
9章			150
日早	研究結果の普及と政策実施 子どもにデータ分析にかかわってもらう	173	173
	普及 ― 議論の核心と変化に至る	174	
	普及と政策実施 ― 子どもと若者、そして大人が変化のために	-, -	
	一緒に働く	175	
	普及における諸問題	177	
	諸問題をめぐる創造的な方法	178	
	普及と報道メディア	180	
	批評者的な読者と観察者	182	
	子どもに対する根本的な態度と3つのP	183	
	問いのまとめ	184	
10章	子どもへの影響		185
	研究は子どもと若者にどのような集合的影響力を持つのか?	186	,
	研究による子どもへの影響を検討する	187	
	肯定的イメージ	189	
	問いのまとめ	189	
11章	結 論		191
	個人とチームの今後に向けた方法	191	
	個人のみでは解決できない問い	192	
	社会調査研究倫理機関の必要性	193	
	国家指針の概要	194	
	研究は行う価値があるか?	196	
	そして最後に	197	
訳者あと	がき 199		

装幀=新曜社デザイン室

文 献 205 索 引 221

序 論

今日、子どもや若者は、彼らの生活の多様な側面について常に意見を尋ねら れます。国や地方政府は子どものための無数の機関や支援提供者とともに、膨 大な時間と努力と資金を投入して、熱心に子どもの意見を聞き、いろいろな 支援を計画したり評価することに子ども自身が参加することを求めています。 「国連児童の権利条約」(1989)は、子どもに影響を及ぼすすべての事項につい て子どもが自由に自分の意見を表明する権利を有すること、その場合、子ども の意見は、その子どもの年齢と成熟度に従って相応に考慮されることを明記し ています(第12条)。さらにこの条約の54にわたる他の多くの条項も、子ども を尊重し子どもを参加させることに関連しています。各国政府による本条約の 実行に関する進展状況の定期報告と、それへの国連委員会の応答に記録されて いるように、これらの児童の権利は、徐々に世界中の研究やコンサルテーショ ン活動においていっそう尊重されるようになってきています(www.ohchr.org を 参照)。しかし、子どもとともに行う子どもに関する研究やコンサルテーショ ン活動は、倫理的問いを提起します。これらの問いを検討することは、効果的 な研究の手順、方法、結果にとって極めて重要であるため、本書では研究がた どる主要な10段階で起こりがちな問いについて、その順序で吟味していきま す。後で説明しますが、私たちは一般的な答えを提供するのではなく、皆さん 自身が、特定のプロジェクトにおいて生起する実践的な問題について考え、そ の倫理的問題を回避したり解決する可能な方法について考えること、それを支 援することを目指しています。

いくつかの用語の定義について

私たちは**社会調査研究**を広義に、子どもや若者の意見や経験を収集し報告するあらゆる手続きを含むものとして定義します。プロジェクトの種類を長々しく列挙するのを避けるために、「研究」「調査」「プロジェクト」と呼びますが、それにはコンサルテーション、評価、監査、視察、そして参加型プロジェ

クトなど、データを集め、報告するすべての活動が含まれます。そして、これらはすべて、倫理的問いを提起する可能性があります。

観察や質問紙、事例研究、インタビューやグループ討論といった伝統的な**方法と活動**を利用することに加えて、研究者は子どもに彼らの日常生活の写真を撮ること、日誌を書くこと、地図を描くこと、ビデオを撮ることを依頼するかもしれません。彼らは子どもや若者を研究者そのものとして招き入れるかもしれず、そこで電子メールの使用や、チャット、フェイスブックのようなソーシャル・ネットワーキングのウェブサイトの利用も増大します。私たちはこれらすべての活動によって引き起こされる倫理的問いを検討します。

社会調査研究者は年齢を問わず、これらの種類の研究を行う人を指します。彼らは地域や国の政府機関や部局の職員であったり、営利的組織、独立組織あるいはボランティア組織の人びとであったり、学者や実践家、支援利用者や活動家の背景を持つ人かもしれません。彼らは専門家、学生、「非専門家」研究者、コンサルタント、評価者、ジャーナリスト、市場調査者かもしれません。彼らは自然科学や社会科学、人文学、ITや経営学の分野で研究しているかもしれません。彼らが子どもを観察し、会話し、子どもの意見や経験についてのデータを収集しているなら、本書では彼らを「社会調査研究者」と考えます。社会調査研究者は知識を増やすこと、モノやサービスを評価すること、政策や実践に情報提供したり変化させることを目的とし、さらにまた、子どもの参加と包含(inclusion)を促進することを目的とすることもあるでしょう。

本書が役立つことに気づいていただける読者には、データを収集し、処理し、分析して報告する人びとばかりでなく、研究やコンサルテーションのプロジェクトを計画し、資金提供し、委託し、管理する人びともまた含まれると期待しています。私たちは、研究倫理委員会(Research Ethics Committees: RECs)や機関審査委員会(Institutional Review Boards: IRBs)のメンバーに対してばかりではなく、研究の倫理的承認を得るためにこれらの機関に申請しようとする研究者に向けて書いています。研究倫理について教え、学ぶ人びとが急増していますが、そういう多くの人びとにとっても、本書が役立つことを望んでいます。もう一つの重要な読者のグループは、研究報告書や実施計画書を読んで諾否の判断を行い、さらに研究の推薦を公にしたり執行したりするであろう人びとです。倫理基準の知識と、研究者がそれらを自身の報告の中でどのように言及しなければならないのかということについては、政策立案者や実践家、支援使用者とその擁護者、資金提供者のために実施計画書を審査し、香読付き学術誌の

ために論文を審査する専門家などの批評者的な読者にも役立つでしょう。倫理 に関する知識は、読者が研究について十分な情報に基づいて査定をするときに 役立ち、また読者が、政策、実践、教育、そして後続する研究において現在の 研究結果がどのように解釈され応用されるかということに関して、可能な影響 力を考察するときに役立つでしょう。

私たちは、研究されている人びとを通常**参加者**と呼びますが、これには異論があり、彼らが適切に研究について知らされておらず尊重されていない場合には、「研究の被験者」と呼ぶほうがより正確な場合があります(Smyth & Williamson, 2004)。

私たちは本書の全体を通じて**子どもと若者**について論じますが、できるだけ読みやすくするために、時に敢えて「子ども」という表記で誕生から18歳未満の人すべてを示すことにします。

私たちは、英国にとどまらない、研究倫理に関する**国際的**なハンドブックを書こうとしました。では私たちは、南半球の国とか北半球の国、東洋、西洋の国をどのように記述すべきでしょうか? いずれも正確な対比ではありません。豊かな日本は極東にあります。オーストラリアとニュージーランドは貧しいとされる南半球にあります。ブラジルと中国も急速に、「第三世界」から「第一世界」経済へと変化しています。そこで私たちは、「富める/貧しい」という対比で世界について書くことを避けました。後で私たちは、「西洋」の倫理は「東洋」の倫理と完全に異なるという、新植民地主義者の仮定に挑戦します。私たちは「先進国/発展途上国」という言葉を、次に述べる理由から避けました。

子どもとともに行う研究の倫理についての本の中で、私たちは幾分か抑圧的な主張である、不完全な「発達途上」の子どもがいつの日か「完全な発達を遂げた」大人になるという概念に挑戦します。なぜならこのような概念は、国際政治、経済、そして研究において、むしろ誤解を招くものだからです。すべての国が脱工業化した「発展した社会」を見習うべきだと仮定するのは、見下した考え方です。「発展した社会」は大変不完全なものです。「未発達」とされる国は、古くからの知恵に基づく洗練された文明を持っています。誰もが最も「発展した」そして軍国主義的な国の基準に合うように生きるべきだと思い描くのは非現実的です。なぜなら、そのためには地球6個分以上の資源を必要とするでしょう。「発展した世界」は、次世代が支払わねばならない膨大な負債を貯め込む代わりに、倫理や子ども時代への気遣いなど、より控えめな文明か

らもっと多くを学ばねばなりません。

しかしまた、私たちは、英国に居る私たちの研究倫理の考え方を他のどのような国にでも容易に輸出したり押し付けたりできると言いたいのではありません。私たちは、世界人口の17パーセントの豊かな国に住む子どもと、83パーセントの貧しい国に住む子どもが、非常に異なる日常生活の様式を持っていることをはっきり認めたいと思います。用語としてはまだ広く用いられていませんが、私たちは、今日多くの子どもが、研究倫理に関して特段の問いを引き起こしうる不利な状況で生きていることを思い起こし、そこから多くを学ぶことを可能にするために、マイノリティ世界と(より貧困な)マジョリティ世界という概念を用いました。

子どもとともに行う研究における生きた倫理を、単なる一連の技術や考え方をはるかに超える人間関係としてとらえた最も明確な理解の一例は、エチオピアの「根深い貧困と過酷な物質的剥奪」の中での生活を研究しているタケク・アベベ(Abebe, 2009: 461)に由来します。彼は子どもに食物や贈り物を与え、また子どもたちも彼にお返しに贈り物をしました。

私は彼らの環境から離れることはできないと思うようになった · · · 相互的関係が、多くの実り多いやり方で研究空間を育んだ · · · 相互性は · · · · いかに倫理的広がりが相互関係の産物であるかを示している · · · そして、あの権威ある倫理的原則は、相互作用の中で、研究参加者によって実際に生きられ、再生産され、経験されるのである。

研究倫理

研究倫理は、各プロジェクトの全期間を通して、ある程度既存の基準によって、研究参加者を尊重することに関係しています。倫理基準ではまた、研究の信用ばかりでなく、研究者やその所属機関を守ることも意図されています。保健医療研究者は、1940年代に最初の国際綱領(ニュルンベルク綱領 Nuremberg Code, 1947)が合意されて以来、数十年間にわたって、倫理基準を徐々に発展させてきました。保健医療のRECsやIRBsといった国家組織は、今日では多くの国で制度的に定着しており、教育的なウェブサイトを提供し、その地域の研究実施計画書の定期的審査を行い、メンバーや執行委員会委員の養成に資金提

供しています。

かなり最近になって、社会調査研究者は、いっそう公的に倫理基準を遵守することを求められるようになりました。学生研究者もまた公の倫理審査手続きに引き込まれつつあるもう一つの大きな集団を成しています。保健医療分野の倫理ガイダンスは、決して倫理基準の完全な解説ではありませんし、社会調査研究の分野の倫理とは異なる種類の危険や危害の可能性がありますが、それでもなお、それは社会調査研究やコンサルテーション活動全般において、倫理を考察し促進するために役に立つ考えを提供しています。本書の目的の一つは、このような考えについて情報提供し、社会調査研究者の間にそれについてのより多くの議論を巻き起こすことです。

本書の目的 — 不確実性と問いの形式からの出発

研究やコンサルテーション活動は、必然的に、困難な質問を問い、それに答えようとするものです。たとえ研究者が、課題領域全般についてよく知っており、起こりうる結果についてもわかっていると信じていたとしても、もしその研究が有効で行う価値のあるものであるなら、新しい、驚かされる、挑戦的な結果にいつも注意していなければなりません。そこで、研究者は不確実性から始めなければなりません。

たとえば、福祉や教育、心理学的介入を検査したり評価するときに、研究者は、その新しく用いられる、あるいは、従来からよく用いられている介入方法がいかに効果的でありうるかに関して、まだ誰も確信を持っていないということを、自分自身と参加者に対して正直に認めなければなりません。逆に、もし確実性があるならば、研究自体に実行する価値がないことになります。研究者は、特に参加者が患者であったり他の傷つきやすい支援利用者である場合には、あまり不安を掻き立てないようにしながら、正直であることを巧みに操作しなくてはいけないかもしれません。

そこで本書の主要目的は、次に掲げる理由から、あえて研究の伝統を問うことによって、研究者が検討すべき問いを提起することです。

法律は、悪い行動を防ぐために、行為の最小限の基準を定めようとします。 しかし、倫理ガイダンスは、主に答えを与えるのではなく問いを投げかけるこ とによって、より高度な基準へと認識を高め、促すためのものです。そもそも 倫理は、これらの問いを扱う方法を提供するものです。

社会調査研究は、考え方や研究のしかた、子どもや若者に対する関係の持ち方などが異なる、広い範囲の学問領域や専門性に及んでいます。そこで研究者はしばしば、一般的な倫理基準を、彼らの特定の研究においてどのように応用するのがいいのかを自問する必要があります。おそらく、この問いには唯一の正しい、専門的な解答はないでしょう。多くは各研究の状況、課題や方法に依存します。最善で、害の最も少ない解答を目指すこのような慎重な努力は、自力で、単なる出来合いの受け売りではない取り組み方を採ることであり、まさに倫理的な研究の一部を成しています。

倫理基準を適用するための合意された原則や詳細な手続きは存在しますが、時にその原則は互いに矛盾するように思われます。たとえば、私たちはいかにして子どもを搾取せずに、研究で彼らに質問しうるでしょうか? 私たちは子どもを沈黙させたり排除することなく守り、保護することができるでしょうか? 私たちは、彼らを苦しめることなく、厳密な調査を遂行できるでしょうか? 形式倫理への批判者は、これらのジレンマにおいてどのような単一の原則も完全に妥当な倫理的基礎を提供することはできないと主張するかもしれません。しかし、これらのジレンマは必ずしも複数の原則からの選択を意味しません。なぜなら、諸原則は概して相補的でもあり、巧みな研究とは、原則同士をうまく比較考量する方法を参加者とともに見出すことを意味するからです。

倫理的検討は、それぞれの方法の長所や短所を問い、それがいかにそれぞれのプロジェクトの目的と問いに関連し、したがって効果的であるかを問うことを意味します。

倫理的問いは研究のすべての側面に織り込まれ、方法や結果を形づくります。倫理は、想定される完全な最終地点に到達することではなく、この過程について批判的に考察することを意味します。倫理をめぐる旅程を地図に描くのに役立つ、よく用いられる標識があり、その多くが、本書では、指令ではなく研究者が疑問を持ち熟考するためのプロンプト(きっかけ)として現れます。研究の進行過程を通じて、倫理的課題やそれをいかに解決しようとしたかについて記録をつけることも、また有用だと言えます。

本書は、個人や集団に対して疑問を喚起し、十分な情報に基づく議論を促進 し、子どもとともに行う研究の倫理について、専門的で公共的な理解を今日的 に発展させることに寄与することを意図しています。

インサイダーあるいはアウトサイダーとしての研究者

研究者は、自分自身の実践や組織、提供する支援を検討する「インサイダー」であるかもしれません。また、彼らは単に自身のプロジェクトの実行のために研究の場を訪れる「アウトサイダー」であるかもしれません。それぞれの立場は、以下に、同じ番号で示した利点を持っています。

熟達した「インサイダー」としての利点:

- (1) あなたはすでに全般的な背景と特定の課題や状況設定を熟知しているので、インサイダーとして持っている多くの知識に依存することができる。
- (2) あなたはおそらく、しばしば所属機関にとって利益となるように意図した直接的、実践的目的から開始できる。
- (3) 研究の場への出入りは、迅速かつ容易に準備されるだろう。
- (4) あなたはすでに参加者との信頼やラポート、仕事上の良い関係を築いているだろう。
- (5) あなたは一緒に仕事をする大人や子どもに対して、研究を計画すること、実行すること、そして研究に貢献することに関与させることが容易だとわかるだろう。
- (6) そこでこれらの人びとは、そのプロジェクトが「自分たちのもの」だと 感じ、その遂行過程や結果を得ることを進んで援助するだろう。
- (7) その機関の慣例や指針を変えるなど、研究結果を実践に移すという最も 重要な最終段階に際して、あなたは必要な時間や接触や適切な機会、そし て援助を得るだろう。この長くて困難な段階は、あまりにも多くの研究プロジェクトで不問にされている。

熟達した「アウトサイダー」としての利点:

- (1) あなたは予定や予算通りに、研究のすべてを通じて、計画し、実行する のに効率の良い方法をとる専門家であるべきだ。あなたはインサイダーが 見逃す重要問題に気づくかもしれない。そしていっそう自由に、研究に とって重要な独立した批判的観点をとるだろう。
- (2) 重要な目的を達成するには時間がかかるかもしれない。たとえば誰が研

究結果の恩恵を受けるのか受けないのか、またその状況で「恩恵」とは実際に何を意味するのかを問うなどのように、憶測ではなく、問いを批判的 に検討することが実際に役立つ。

- (3) あなたはなかなか現場に入ることができないかもしれない。しかしそれ はあなたが関係するすべての人に情報提供し、彼らの同意を求め、高度な 倫理基準を遵守することを確実にするために役立つだろう。
- (4) あなたは参加者との良い協同関係を迅速に築けるはずである。あなたは良くも悪くも彼らと関係した歴史がないので、それが役に立つ。彼らは研究者としてのあなた、つまり同僚や支援の提供者としてではないあなたとかかわる。あなたの独立性は、人びとが問題に関してあなたにより正直に話すことに役立ち、そしてあなたについて公平で、偏見を持たず、守秘に大変注意深い人だと期待する助けになるかもしれない。
- (5) あなたは多くの時間をかけて、人びとがどのように研究に関与することができるかを彼らと話す必要がある。しかしこの過程は、彼らが、十分な情報に基づいて強制を感じることなく意思決定を行い、研究における彼らの役割に専念することに役に立つ。
- (6/7) もしあなたが彼らから十分な情報に基づいて理解したうえでの信頼 と尊敬を得られたならば、調査結果を応用するために彼らと協同できるよ うになる前にあなたの契約や予算が終了してしまったとしても、参加者は 予想外でむしろ不評を招く研究結果でさえ、進んで受け入れるかもしれな い。

これらの長所を組み合わせる一つの方法は、インサイダーとアウトサイダー の混合チームを作ることです。それには、極めて異なる彼らの立場を公平に扱うために、研究の全過程を通じた慎重な交渉に十分な時間をかけなくてはなりません。もう一つの方法としては、研究の計画から結果に基づく提案の実行までのすべての段階に関与する参加者の仕事を援助するために、主要なデータ収集と報告段階の前と後に、より多くの時間を投入することです。

インサイダーは、自分に対しても、関与するすべての人に対しても、いつ「研究の帽子」を被っておりいつ脱いでいるのか、一目瞭然にすることが極めて重要です。インサイダーは、より批判的な議論、挑戦的な議論、機密性の高い議論が求められるとき、それを示すために「研究者」というバッジをつけることができます。そこで、この決定的な差異と独立性を指摘するために、私た

ちは研究やコンサルテーションを行い、彼ら自身や他の人の支援を評価するすべての人を、「研究者」と呼びます。

本書の内容

読者が興味のある問題を見つけるのに役立つように、10個の章は「10個のトピック」に基づいています。これらは社会調査研究やコンサルテーション活動によって提起される実際的な倫理的問いを、初期の計画段階から順を追って検討しています。この10個のトピックは各章の末尾で要約されます。いくつかの章では、その章の直接的な実践的関心事を超えて資料が追加されています。1章では研究における倫理の意味、歴史、理論と実践を簡単に復習します。私たちは、保健医療研究者や社会科学者、教師、ソーシャルワーカー、ジャーナリストや市場調査者、などのために書かれた国内および国際的な倫理ガイドラインから考えを集約しました。なかには非常に厳格で狭量でありすぎると思われる指導すなわちガイダンスもあるので、ここでは次の問いを提起します。

- 研究者は研究を行っている間に、彼ら自身の道徳的感覚や人間関係を熟考することから何を学ぶことができるだろうか? (3章)
- 研究者は子どもや不利な境遇にある集団の利益、権利や能力をより深く認識することによって、伝統的研究方法をどのように倫理に関して補完することができるだろうか? (4章)
- それぞれの研究プロジェクトに、資金的および専門的圧力、時間の制約、 ストレスその他の多くの日常的、実際的なことがらがいかに影響するの か、そしてそのような圧力はどのような倫理的問いを提起するのか? 研 究の中で役割を果たすことに対して、子どもや若者に報酬を与えるべきだ ろうか? (5章)
- 社会の価値観や政治、経済などを含む、より広い社会的な文脈は子どもにかかわる研究にいかに影響するだろうか? (6章)
- 研究者はいかにして明確な情報を与えることができ (7章)、十分な情報に 基づいて自由に与えられる同意や拒否を尊重することができるだろうか? (8章)
- 個別的な「研究者 子ども関係」を超えて、研究はすべての子どもにどの

ように影響するだろうか? 研究報告書が世論やメディアの見解、さらに 専門的政策や実践に影響を及ぼすとき、子どもや若者にどのような集合的 な影響を与えるだろうか? (10章)

• 個々の研究者や研究チームは、彼らの仕事で異論の多い問いを解決しようとするときに、どのように援助を得ることができるだろうか? 研究倫理 委員会は役立つだろうか? (6章および11章)

本書では、また、しばしば見過ごされがちな、以下に示した研究の2つの段階にかかわる倫理についても検討します。

- 研究チームを結成し、そしておそらくは最初から参加者に協同研究者として関与してもらうときの初期計画。(4章)
- 研究報告が公表された後、結果を広く普及させ、研究を政策や実践に結び つけようと働きかける最終段階。(9章と10章)

11章では、子どもや若者に関する社会調査研究にかかわるすべての人に向けて、将来の政策への実践的提案を概説します。

私たちは、本書全体にわたって、研究者や他の方々から送られた事例や、出版物からの事例を含めました。これらの事例は、いかに他の人びとが多様な問題に挑戦してきたかを示すとともに、ここに提示した問題点のいくつかを読者が考察するときに役立つよう意図されています。これらの事例が示していることは、倫理的問いが明確になり、他の研究者や審査者、若い参加者自体も一緒になって直接的間接的に調べるならば、いかに感度よく、明白で、妥当な研究やコンサルテーション活動が実行できるかということです。

この新しい版では、私たちは、マジョリティの世界で子どもとともに行う研究が進展しつつあることを示すために、国際的研究をより強調しました。重要な新しい文献は、エニューとプラトー(Ennew & Plateau, 2004)、ロウズとマン(Laws & Mann, 2004)、シェンクとウィリアムソン(Schenk & Williamson, 2005)、そして『チルドレンズ・ジェオグラフィーズ』誌の特集号の、ビーズリーほか(Beazley et al., 2009)の序論と論文です。このように言っても、子どもとともに行う研究で起こる多くの問いは世界共通であり、権力とかかわり、管理者に接近し交渉することであるので、私たちが国際的研究を強調するからといって、国や文化の間の差異を誇張したいのではありません。そこにはマイノリティ世

界とマジョリティ世界という、誤った二分法をもたらす危険があり、それは私たちが避けたいことです。研究倫理では常に、子どもや児童期についての地域的背景や解釈を考慮し、また子どもと大人の関係について、特に権力の力学の観点から、いかに子どもが大人に従うことを期待されているのかといった点を考慮する必要があります。

このハンドブックは、倫理ガイドラインがたびたび改正され、資金提供者が新しい基準を設定し続けているという非常に急速な変動期における、一つの情報源です。そこで、私たちは読者に書籍や報告書を紹介することに加え、私たちがその開発にかかわったウェブサイト上で提供される研究者のためのオンラインガイドブック(www.ethicsguidebook.ac.uk.)を含めて、頻繁に更新されているウェブサイトも引用します。